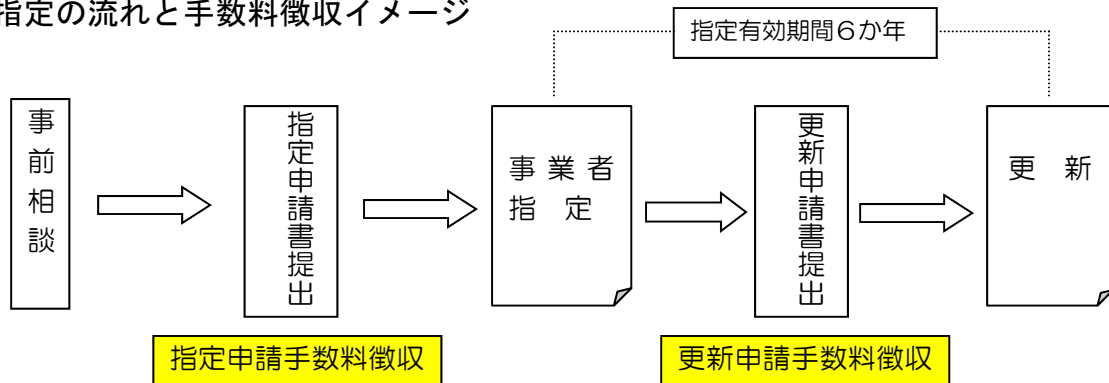


申請手数料のお知らせ

香川県では、受益者負担の観点から、平成19年より手数料を徴収しているところです。
平成24年2月議会で使用料・手数料条例の改正を行い、特定施設入居者生活介護事業所の指定変更申請については、平成24年4月1日以降の申請分から手数料を徴収します。

■ 指定の流れと手数料徴収イメージ



■ 手数料の額

サービスの種類	申請の種類	金額
指定居宅サービス事業者	指定申請	20,000円
	指定変更申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円
指定介護老人福祉施設	指定申請	43,000円
	指定更新申請	33,000円
介護老人保健施設	開設許可申請	63,000円
	変更許可申請	33,000円
	許可更新申請	33,000円
指定介護療養型医療施設	指定変更申請	33,000円
	指定更新申請	33,000円
介護医療院	開設許可申請	63,000円
	変更許可申請	33,000円
	許可更新申請	33,000円
指定介護予防サービス事業者	指定申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円

■ 施行期日

更新申請 ・平成19年4月1日以降の申請分から手数料を徴収します。

指定・変更申請 ・平成19年10月1日以降の申請分から手数料を徴収します。

※特定施設入居者生活介護事業所の指定変更申請については、平成24年4月1日以降の申請分から手数料を徴収します。

■ 納付方法

指定等の申請書に手数料の額に相当する香川県証紙を貼付して納付してください。

※介護老人保健施設の開設許可、変更許可申請については、従前どおりです。